

休眠預金規定

この規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」という。）の施行をもって適用するものとします。

第1条 休眠預金等活用法に係る取扱い

1. 休眠預金の対象取引等

- ① この規定において、「各種預金」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、当金庫ホームページに別途掲げる「休眠預金等のお取扱いについて」に列挙する預金等をいいます。
- ② お預け入れされてから、10年以上入出金等のお取引がない状態の各種ご預金は休眠預金等活用法に則り預金保険機構に移管される場合があります。

第2条 休眠預金等活用法に係る異動事由

1. 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、各種預金について、当金庫ホームページに掲げる事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

第3条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1. 休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ホームページに掲げる異動が最後であった日。
- ② 将来における各種預金に係る債権の行使が期待される事由として、次項で定めるものについては、各種預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ 各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日。

2. 第1項第2号において、将来における各種預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、各種預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日。但し、流動性預金は除く。（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
- ② 各種預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日。
- ③ 「中信預金規定集」掲載の総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等。

但し、総合口座取引規定に定める科目のみとする。

第4条 休眠預金等代替金に関する取扱い

1. 各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
5. 本条については、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権が消滅したことに伴い、「中信預金規定集」掲載の預金共通規定により本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

第5条 規定および改定規定の遡及

1. 本規定の内容については、すでにお取引いただいているお客様に対しても適用されます。
2. 本規定の改定を行った場合、改定後の新規定は改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

第6条 規定等の変更

1. 当金庫は、この規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年7月 改定)